

# COVID-19 感染拡大に対する 2019 年度継続研修機会の特例措置

日本臨床動作学会 資格認定委員会・研修委員会

資格認定委員会 委員長 宮脇宏司

研修委員会 委員長 藤吉晴美

## はじめに

本学会ウェブ上、4月19日付「会員へのお知らせ」で示されているように、現在の新型コロナウイルス感染症 COVID-19 の感染拡大により臨床動作法の実践、研修に困難な事態が生じている。資格認定委員会及び研修委員会は、この事態について常任理事会に諮り、継続研修機会に関する特例措置を設けることとした。

本学会は会員各位の努力と併せて、研修機会と研修経験（研修ポイント）が損なわれることのないよう以下の措置を講じる。

## A. 2019 年度継続研修の扱いについて

資格認定委員会に承認された 2019 年度の研修計画が、感染拡大により年度内に継続研修の本来規則<sup>\*1</sup>に対し未達となっている研修会について以下の措置を設ける。

- ① 代替研修として以下のいずれかを行うこと
  - a) 臨床動作法に関するレポート提出を求める
  - b) オンライン研修の実施
- ② これにより、資格認定委員会は参加者の研修実績を研修ポイント対象として認めることが出来る。
- ③ この代替研修の実施期限は原則として 2020 年 9 月末日までとする。研修機会の終了報告は研修終了後 1 か月以内に提出すること。

## B. オンライン研修について

これまでの一堂に会し参加者が直接対面して行われてきた研修会形式の代替として、オンライン研修を現状で研修形式として承認する。

オンライン研修については、「臨床動作法に関するオンライン研修ガイドライン」によって示されているので参照のこと。

## C. 研修ポイント付与の停止

本学会ウェブに 2020 年 4 月 19 日付会員へのお知らせで公示された「新型コロナウイルス感染拡大に伴う日本臨床動作学会会員へのお願い」に沿い、技法研修時の“講師を含む参加者間による直接手を添えての実技実習”については、2020 年 4 月より当分の間、研修経験としての研修ポイント付与を原則停止する。

## D. 特例措置の見直し

状況の推移によって本特例措置は見直されることがある。

見直しが生じた場合は、その旨を学会ウェブサイトで公示する。

---

\*1 本来の規則；年間 8 回以上の開催であること。参加者は研修機会開催回数<sup>7</sup>割以上を参加出席していること。これらを満たす者に対して、実研修時間を上回らない範囲で（上限 16 ポイント）研修ポイントを付与する。